門川町告示第 10 号

下記の業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり広告する。

令和２年１月 15 日

門川町長　安　田　　修

１．　業務概要

（２）　業 務 概 要：　①門川町が求める水準（別紙「門川町学校給食センター（仮称）建設に係る機能等詳細事項」の要求水準）を満たした厨房機器及び厨房システムの選定、厨房機器及び厨房システムの運搬、納入、設置、及び移設に係る一連の業務
（機器類の固定及び給排水、ガス、蒸気配管、電気配線等配管接続は含まない）
②建設・建築設計等に関する助言、協力
③設置完了後の調理員等に対する機器類の運転・管理・取り扱い及び軽微な補修等についての教育と指導の実施

（３）業 務 期 間　：契約締結の日から令和４年１２月３１日までとする。

（４）発　注　者　：門川町長　安田　修

（５）事 業 概 要　：「（仮称）門川町学校給食センター整備基本計画」による。

（６）仕　様　等　：別添のとおり
「門川町学校給食センター（仮称）厨房機器等整備事業公募型プロポーザル実施要領」
「門川町学校給食センター（仮称）厨房機器等整備事業公募型プロポーザル書類等作成に関する要領」
「門川町学校給食センター（仮称）建設に係る機能等詳細事項」

（７）事業費限度額：　146,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。）

２．　提案者の参加資格要件

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（２）手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（３）　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て

又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（4） 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

（5） 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が状態として行われているものと認められるものでないこと。

（6） 本業務の参加表明書提出期限の日から契約締結の時までに、町が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成19年門川町告示第54号）第12条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

（7） 本業務の公告日から契約締結日までいずれの日においても、県が発注する業務委託等の契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成16年宮崎県告示第59号）第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

（8） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条第22号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

（9） 参加表明書棟の提出時において、平成30、31年度門川町建設業者等有資格業者名簿に登載されている者で、物品の業種に登録されていること。ただし、登録されていない者であっても、入札参加資格申請書類（以下「資格申請書類」という。）を提出した上で、資格を有すると認められる者は参加できるものとする。

（10） 平成26年4月1日以降、自社単独で調理能力が1日当たり1,700食以上である、自治体が設置する学校給食センターにおいて厨房機器一式の一括納入実績を有する者であること。

（11） 本公告日現在において宮崎県内に本店・支店又は営業所を有している者であること。

3．失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

（1） 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

②指定する作成様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

⑤虚偽の内容が記載されているもの（契約締結後に事実関係が判明した場合において

も同様とする。）

（２）本審査要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

（３）審査の公平性に影響を与える行為があったと審査会が認めた場合

（４）参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他、本要領等の参加資格及び参加条件の要件を満たさなくなった場合。

（５）その他選定委員会が不適合と認めた場合

４．提案書を特定するための評価基準

（１）基本理念等に関する事項

（２）建物の配置計画

（３）建物内部の配置・動線計画

（４）厨房機器等について

（５）ランニングコスト

（６）業務計画等について

（７）実績等について

（８）見積価格

５．スケジュール

（１）１月 15 日（水）　　募集開始

（２）１月 28 日（火）　　参加表明締切り

（３）２月 17 日（月）　　提案書締切り

（４）２月下旬予定　　プレゼンテーション

（５）２月下旬予定　　結果通知

６．参加表明手続き

（１）提出期限　：　令和２年１月 28 日（火）午後５時 15 分まで（必着）。なお、平成 30、31 年度門川町建設業者等有資格業者名簿に登録されていない者は、所定の資格申請書類を令和２年１月 23 日（木）までに提出すること。（様式は町ホームページに掲載）

（２）提出場所　：　門川町教育委員会　教育総務課

（３）提出方法　：　直接持参又は郵便（書留郵便に限る）

（４）提出書類　：　①公募型プロポーザル参加表明書（様式第１号）　１部

②厨房機器納入実績（様式第２号）　1部

※納入実績が確認できる資料（契約書の写し等）を添付すること。

③会社概要書（様式第３号）　1部

※会社概要がわかるパンフレット等を添付すること。

※決算・業績等が分かる財務諸表（最新３期分）を添付すること。

※有資格者の資格を称する書類の写しを添付すること。

７．問い合わせ先

門川町役場　教育総務課　担当：堀・武藤

〒889-0696　東臼杵郡門川町本町１丁目１番地

TEL：0982-63-1140（代）FAX：0982-63-5349

メールアドレス：kyouiku@town.kadogawa.lg.jp

８．その他

（１）プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。

（２）提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位に限る。

（３）提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同党以上の技術者を配置し、門川町の了解を得なければならない。

（４）詳細は、プロポーザル実施要領及び門川町新庁舎建設設計業務委託仕様書（案）による。

（５）今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更または中止をする場合がある。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。